

各位

全 3 ページ
登録速報(2026-113)
2026年8月27日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登 録 速 報

下記のとおり、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

提出日：2026年8月24日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第 18220 号

名 称：クミアイアドマイヤー1 粒剤

2. 変更を生じた年月日

令和 8 年 8 月 21 日

3. 変更を生じた事項及び変更の内容

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」について、(9)を以下のとおり変更し、(10)を以下のとおり追加し、さらに以降の番号を繰り下げ、別紙の【変更後】のとおりとする。

【変更】

- (9) 本剤を稲、れんこん(散布)、じゅんさい及び花はすに使用する場合は、湛水状態で均一に散布し、散布後少なくとも 7 日間はそのまま湛水状態を保ち、落水、かけ流しはしないこと。

【追加】

- (10) カラーに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 14 日間は入水しないこと。

4. 変更の理由

適切な注意事項とするため。

【変更後】

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきることを。
- (2) 蚕に対して長期間毒性があるので、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (3) ミツバチに対して影響があるので、ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。本剤の作物への処理後、ミツバチの訪花活動に影響を及ぼす恐れがあるので注意すること。
- (4) 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (5) きくのみなみキイロアザミウマに使用する場合、生育期後半に使用すると効果が不十分になる場合があるので生育期前半に使用すること。
- (6) 本剤をだいこんに使用する場合、間引き菜又はつまみ菜として食用には供さないこと。
- (7) トマト、ミニトマト、なす、ピーマン、とうがらし類、きゅうり、メロンの育苗期後半に使用する場合は、直径 9cm 以上のポットで育苗した苗に使用することとし、それ以外での使用は薬害を生じる恐れがあるので避けること。
- (8) かんきつに使用する場合には、今期に収穫の見込みのない苗木に使用し、散布後灌水をすること。効果発現が遅れることがあるため、対象害虫発生前に使用すること。
- (9) 本剤を稲、れんこん（散布）、じゅんさい及び花はすに使用する場合は、湛水状態で均一に散布し、散布後少なくとも 7 日間はそのまま湛水状態を保ち、落水、かけ流しはしないこと。
- (10) カラーに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用後 14 日間は入水しないこと。
- (11) えだまめの育苗培土に混和処理する場合には、処理後速やかに使用すること。また本剤を処理した育苗培土を放置しないこと。
- (12) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (13) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上